

## 監査委員会規程

### (目 的)

- 第1条 この規程は、「組織規程」に基づき、監査委員会に関する事項を定める。
2. 監査委員会は、その活動を通じて、野村グループの業務の適法、妥当かつ効率的な運営に資することを目的とする。
  3. 監査委員会に関しては、法令又は定款によるほか、この規程による。

### (構 成)

- 第2条 監査委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役(以下、「委員」という。)を以て構成する。
2. 監査委員会は、委員3名以上で構成し、その過半数は社外取締役でなければならない。
  3. 委員は、当社若しくは当社の子会社(連結子会社を含む。以下同じ。)の執行役、使用人又は業務執行取締役を兼務することはできない。
  4. 監査委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。
  5. 取締役会が任命する取締役(以下、「監査特命取締役」という。)は、監査委員会に出席する。但し、監査委員会が指示する場合は、出席することができない。
  6. 米国企業改革法並びに関連する米国証券取引委員会(以下、「SEC」という。)規則及びニューヨーク証券取引所規則で定めるところにより、委員の全員は独立でなければならない。また、原則として委員のうち1名以上は財務専門家とする。

### (開 催)

- 第3条 監査委員会は、3ヶ月に1回以上開催する。

### (開催の場所)

- 第4条 監査委員会は、本店において開催する。但し、必要ある場合には、他の場所で又は複数の場所において電話会議等の方法を用いて開催することができる。

### (招 集)

- 第5条 監査委員会は、委員長が招集する。但し、他の委員が招集することを妨げない。

### (通 知)

- 第6条 監査委員会を招集する委員は、各委員に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。

2. 委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで、監査委員会を開催することができる。

#### **(議 題)**

第7条 監査委員会の議題は、予め各委員に通知するものとする。但し、やむを得ない事由あるときは、この限りでない。

#### **(議 長)**

第8条 監査委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長事故あるときは、他の委員の協議の上、これを定める。

#### **(決 議)**

第9条 監査委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、出席委員の過半数を以て行う。

2. 前項の決議につき特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

#### **(付議事項)**

第10条 次に掲げる事項は、監査委員会に付議しなければならない。

- (1) 監査の基本方針及び実施計画に関する事項
- (2) 委員の職務分担に関する事項
- (3) 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容
- (4) 取締役会に提出する SEC 提出連結財務諸表の監査を担当する監査法人（以下、「SEC 監査法人」という。）の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案の内容
- (5) SEC 監査法人の報酬等及び提供業務に関する事前承認手続並びに SEC 監査法人の独立性確保に関する事項
- (6) 会計監査人の報酬等に関する事項
- (7) 会計及び会計監査に関する内部通報制度の整備に関する事項
- (8) 会計監査人及び監査法人の年次監査計画(主要な監査項目及び人員の配置を含む)に関する事項
- (9) その他委員の職務の執行に関する事項

#### **(報告事項)**

第11条 委員は、その実施した監査の方法、経過及び結果について、監査委員会に報告するものとする。

2. 委員は、取締役又は会計監査人その他の者から、重要な報告又は意見若しくは書類を受領したときは監査委員会に報告するものとする。
3. 取締役及び執行役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに、監査委員に当該事実を報告するものとする。

#### **(報告義務及び行為差止請求権)**

第12条 委員は、執行役又は取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を遅滞なく取締役会に報告するものとする。

2. 委員は、執行役又は取締役が当社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役又は取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### **(調査等の権限)**

第13条 監査委員会が選定する委員は、以下の各号に定める権限を有する。

- (1)他の取締役、執行役及び使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求める権限
  - (2)当社の業務及び財産の状況を調査する権限
  - (3)監査委員会の権限を行使するために必要があるときに、当社若しくは当社の子会社に対して事業の報告を求め、又は当社若しくは当社の子会社の業務及び財産の状況を調査する権限
  - (4)その他監査に関し監査委員会が必要と認める権限
- 2.前項の権限を有する委員は、前項各号の規定による報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

#### **(監査特命取締役の職務等)**

第14条 監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役及び執行役の職務の執行の監督を効果的に行うために、以下の各号の職務を行うものとする。

- (1) 経営会議、統合リスク管理会議、リスク審査委員会、内部統制委員会その他の重要な会議への出席
- (2) 執行役及び使用人からの業務執行に関する報告の徴収
- (3) (1)に定める会議の議事録、稟議書その他の業務執行に関する書類の閲覧及び調査
- (4) 当社若しくは当社の子会社に対する実査

2. 監査特命取締役が前項各号に定める職務を行う場合、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員は、監査特命取締役に対し、必要な指示をすることができる。
3. 監査特命取締役は、第1項各号の職務の遂行状況について、監査委員会に報告するものとする。但し、取締役会に報告することを妨げない。

#### **(委員以外の者の出席)**

第15条 監査委員会には、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができる。

2. 前項の規定により監査委員会に出席する取締役、執行役、会計監査人及び使用人は、監査委員会に対し、監査委員会が求めた事項について説明しなければならない。

#### **(計算関係書類等の受領)**

第16条 監査委員会は、計算関係書類並びに事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った執行役(以下、「特定執行役」という。)から計算関係書類並びに事業報告及びその附属明細書を、会計監査人から会計監査報告を、それぞれ受領する。

#### **(監査報告の作成及び通知)**

第17条 監査委員会は、監査報告を作成し、監査委員会の選定する監査委員は法令の定める期限内に、計算関係書類についての監査報告は特定執行役及び会計監査人に、事業報告及びその附属明細書についての監査報告は特定執行役に、その内容を通知しなければならない。

2. 前項の規定により監査委員会が作成すべき監査報告には、法令(会社法第436条第2項及び第444条第4項並びに会社法施行規則第131条及び会社計算規則第157条)等の定める事項を記載しなければならない。
3. 前項において、委員は監査報告の内容が自己の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

#### **(SEC 監査法人からの報告)**

第18条 監査委員会は、SEC 監査法人から、SEC 提出連結財務諸表に関する監査報告書(関連する財務報告に関する執行役と SEC 監査法人の重大な意見の不一致を含む。)について報告を受けるものとする。

#### **(外部アドバイザーの任用)**

第19条 監査委員会又は監査委員会が選定する委員は、監査の実施にあたり必要に応じて、

取締役会又は執行役の事前承認を受けることなく、当社の費用において、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

#### **(監査業務の事前承認)**

第20条 監査委員会は、第10条第5号に定める事項に関する決定に従い、SEC監査法人の報酬等及び提供業務を事前承認するものとする。

#### **(議事録)**

第21条 監査委員会の議事については、議事の経過の要領及び結果その他法令に定める事項を記載した議事録（電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、出席した委員が署名又は記名捺印（電子署名を含む。以下同じ。）するものとする。

2. 議事録は、監査委員会の日から10年間本店に備え置くものとする。
3. 議事録は、法令に定める所定の手続きを経た株主又は債権者でなければ閲覧又は謄写をさせることができない。
4. 取締役は、監査委員会の議事録について、閲覧又は謄写をすることができる。

#### **(欠席委員に対する通知)**

第22条 監査委員会の決議の結果は、欠席した委員に通知するものとする。

#### **(取締役会への報告)**

第23条 監査委員会が選定する委員は、監査委員会の職務の執行の状況を、取締役会に、遅滞なく報告するものとする。但し、当該事項を当該委員が取締役の全員に対して通知したときは、取締役会において報告することを要しないものとする。

#### **(監査委員会への報告の省略)**

第24条 前各条の定めにかかわらず、法令又は本規程の定めにより監査委員会に報告すべきとされた事項を取締役、執行役又は会計監査人が委員の全員に対して通知したときは、当該事項を監査委員会において報告することを要しないものとする。

2. 前項の場合には、監査委員会において報告することを要しないこととされた事項の内容その他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、委員の全員が、これに署名又は記名捺印するものとする。

#### **(訴訟)**

第25条 会社と取締役、執行役との間の訴訟若しくは会社法に定める株主代表訴訟等に関し必要あるときは、監査委員会は当該訴訟において会社を代表すべき委員を定めることができる。

**制定年月日** 平成 15 年 6 月 26 日

**改正年月日**

平成 16 年 4 月 28 日

平成 17 年 5 月 1 日

平成 18 年 4 月 1 日

平成 18 年 5 月 1 日

平成 18 年 6 月 28 日

平成 19 年 3 月 2 日

平成 20 年 4 月 1 日